

## 沼津市道路の位置の指定（変更、廃止）の事務処理要領

制定 平成17年4月28日 都市計画部長決裁

改正 平成28年3月31日 都市計画部長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、道路の位置の指定及び指定の変更又は指定の廃止（以下「道路の位置の指定等」という。）に関し、沼津市建築基準法施行細則（平成6年沼津市規則第3号。以下「施行細則」という。）第13条及び第14条の規定に基づき行う申請手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（申請の代行）

第2条 申請者に代わってその申請を代行する者（以下「申請代行者」という。）が道路の位置の指定・変更・廃止申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出するときは、当該申請者が申請書の提出及び通知書の受領に関し、当該申請代行者に委任する旨の委任状を添付しなければならない。

2 前項の規定は、第4条に規定する事前協議をしようとする場合について準用する。

3 前項の申請代行者は、建築士又は行政書士の資格を有する者とする。

4 道路の位置の指定・変更・廃止申請書添付図書（以下「添付図書」という。）の作成者は、道路の位置の指定等に関し専門的知識を有するものでなければならない。

（事前確認）

第3条 申請者は、道路の位置の指定等を受けようとするときは、道路の位置の指定・変更・廃止申請事前確認書（第1号様式。以下「事前確認書」という。）に掲げる事項について、事前に確認するものとする。

（事前協議）

第4条 申請者は、前条の規定による事前確認により沼津市道路位置指定基準（平成17年4月28日決裁。以下「指定基準」という。）に照らし協議が必要なときは、市長と事前協議をするものとする。

2 前項に規定するもののほか、添付図書の内容等について事前に市長の意見を求めるとき又はその他特段の事情により事前協議を必要とするときは、これを行うことができる。

3 申請者は、前2項に規定する事前協議をするときは、道路の位置の指定（変更、廃止）事前協議依頼書（第2号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事前確認書
- (2) 案内図 1/2,500 都市計画図に開発区域及び道路の位置の指定等を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の位置を表示したもの
- (3) 公図写し 開発区域、道路の位置、開発区域内及びその周辺の地目、地積並びに土地所有者を表示したもの
- (4) 平面計画図 1/250又は1/300で、指定道路の平面構造、宅地の区割り等を記載したもの
- (5) 断面計画図 1/50以上で、指定道路の断面構造を記載したもの
- (6) 現況写真 カラー写真に開発区域及び道路の位置を表示したもの（複数枚可）
- (7) 委任状（申請代行者が申請書を提出する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

4 市長は、事前協議の結果を道路の位置の指定・変更・廃止事前協議結果通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期間は、当該通知書に記載した日付から起算して1年とする。

（指定申請）

第5条 指定道路を築造し、道路の位置の指定等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請書の正本に添付する図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行細則第13条の規定による申請書添付図書（以下「申請書添付図書」という。）
- (2) 事前確認書
- (3) 道路の位置の指定（変更、廃止）事前協議結果通知書の写し（事前協議をした場合において、指示事項に対する回答を明記したものを添付する。）
- (4) 案内図 縮尺1/2,500の都市計画図に開発区域及び指定道路の位置を表示したもの
- (5) 求積図（三斜法により求積し、算式を明示すること。）
- (6) 権利関係書類

ア 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書、法人にあつてはこれに類する印鑑証明書（申請日から遡って3箇月以内に交付されたもの）

イ 当該申請に係る土地又は建物の登記事項証明書（申請時における権利関係者

等を証明するもの)

ウ 土地又は建物の権利者に関する事項と、土地又は建物の登記事項証明書に記載されている権利者に関する事項とに相違があるときは、権利を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票、住居表示証明書、法人登記事項証明書、資格証明書等）

(7) 現況写真 カラー写真で取付道路との接続部分、終端部及び全景が確認できるもの(複数枚可)

(8) 官民境界確定通知書及び図面の写し

(9) 河川の占用、道路の占用又は道路工事等施行承認を必要とするときは、許可書及び図面の写し

(10) 委任状（申請代行者が申請書を提出する場合に限る。）

(11) 市長が必要と認める図書

3 申請書の副本に添付する図書は、申請書添付図書とする。

（申請書の記入）

第6条 申請書中「道路にする土地又は廃止する道路の土地の地名地番」欄には、土地の地名、地番を土地の登記事項証明書に記載されているとおりに記入すること。

2 申請書中「申請道路」欄には、次条第4項に規定する地籍図（実測図）の図面上の符号、幅員（指定基準第5条及び第6条に規定する幅員をいう。以下同じ。）、延長（指定基準第7条に規定する延長をいう。以下同じ。）及び関係地番を記入すること。（幅員及び延長は、小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までを記入する。以下同じ。）

3 申請書中「表示の方法」欄には、申請道路の境界を明確に示すL形側溝、U形側溝、見切りコンクリート等の永久構造物の名称を記入すること。

（申請書添付図書の記入）

第7条 申請書添付図書中「土地所有者等の承諾書」欄には、申請者名及び指定基準第14条第1項、第3項又は第5項に規定する所有者又は権利者の住所、氏名、権利の種類及びその権利の存する土地の地番を記入すること。この場合において、承諾者の印鑑登録証明書、法人にあってはこれに類する印鑑証明書を提出すること。

2 申請書添付図書中「付近見取図」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) 方位

(2) 地形、開発区域周辺の道路及び目標となる地物

(3) 開発区域の境界（赤線で囲む。）及び指定道路の位置

3 申請書添付図書中「道路断面図」欄は、幅員及び構造別に表示し、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 縮尺（1/50以上とする。）
- (2) 路面路盤の詳細（舗装構成についても記入すること。）
- (3) 道路側溝等の位置、形状及び寸法
- (4) 指定道路の幅員
- (5) 隣接する敷地との高低
- (6) 実測図の位置の符号（例；A－A'）

4 申請書添付図書中「地籍図」欄の「実測図」は、開発区域周辺を含め表示し、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 方位
- (2) 縮尺（1/250又は1/300とする。）
- (3) 開発区域の境界（赤線で囲む。）
- (4) 開発面積及び各宅地の面積
- (5) 開発区域に隣接する道路（道路名及び幅員を記入すること。）
- (6) 指定道路の位置、延長（屈曲部ごと符号を記入すること。）、幅員及び勾配
- (7) 隅切り及び転回広場の寸法
- (8) 指定道路に接する土地にある建築物又は工作物の所有者の氏名
- (9) がけ又は擁壁の位置及び形状
- (10) 宅地の境界（区画割）
- (11) 土地の高低、その他地形上特記すべき事項
- (12) 道路及び宅地の排水施設の位置、種類及び放流先

5 申請書添付図書中「地籍図」欄の「公図写し」は、開発区域周辺を含め表示し、次に掲げる事項を記入すること。

- (1) 方位
- (2) 縮尺
- (3) 地名、地番、地目及び土地所有者
- (4) 官地（道路、水路等）の位置
- (5) 開発区域の境界（赤線で囲む。）及び指定道路の位置

6 申請書添付図書中「地籍図(公図写し及び実測図)」欄は、次に掲げる色分けをすること。

- (1) 指定道路 薄黄色

(2) 公道、既指定道路 薄赤色

(3) 水路 薄青色

(4) うすずみ及び畦畔 薄黒色

7 申請書添付図書の各葉間に「土地の所有者等の承諾書」欄で記名押印に用いた印章で割印すること。

(権利関係の変動)

第8条 第5条の規定による申請をした者は、道路の位置の指定等がされるまで権利関係を変動してはならない。ただし、やむを得ず変動を生じさせる必要があるときは、あらかじめその旨を市長に報告し、市長が指示した手続を行わなければならない。

(書類審査及び工事の着手の通知)

第9条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、申請書及びこれに添付された図書の内容が関係法令及び指定基準等に適合しているか否かについて書類審査するものとする。

2 市長は、提出された申請書の内容が関係法令及び指定基準等に適合しているときは、申請受理通知書（様式第4号）により工事着手の指示を申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による書類審査において不備な事項があったときは、その不備の内容を道路の位置の指定(変更、廃止)の申請に係る不備事項通知書(様式第5号)により、申請者に通知する。

4 申請者は、前項の通知を受けたときは、不備な事項の是正を行い、道路の位置の指定(変更、廃止)に係る不備事項是正報告書(様式第6号)により、市長にその旨を報告する。

5 市長は、前項の規定による報告により、不備な事項の是正を確認したときは、第2項の規定に基づき申請受理通知書を申請者に通知する。

(工事完了報告及び現場検査)

第10条 申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告書(様式第7号)に次の書類を添付し、市長に1部提出しなければならない。

(1) 指定道路の完成写真(工事中を含む)

(2) 土地の地目を変更したことを証する土地登記簿謄本

(3) 指定道路部分等を分筆したことを証する公図写し

(4) 確定平面図

2 市長は、前項の報告書を受けた場合には、申請代理人及び工事施工者立会いの上

で現場検査を行い、その結果を道路の位置の指定（変更、廃止）に関する現場検査結果書（様式第8号）に記すものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による現場検査において不備な事項がなかったときは、道路の位置の指定等を行う。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による書類審査又は現場検査において不備な事項があったときは、その不備の内容を道路の位置の指定（変更、廃止）の工事完了に係る不備事項通知書（様式第9号）により、申請者に通知する。
- 5 申請者は、前項の通知を受けたときは、不備な事項の是正を行い、道路の位置の指定（変更、廃止）に係る不備事項是正報告書（様式第6号）により、市長にその旨を報告する。
- 6 市長は、前項の規定による報告により、不備な事項の是正を確認したときは、道路の位置の指定等を行うものとする。

（公告及び通知）

第11条 市長は、前条第3項又は第6項の規定により道路の位置の指定等を行ったときは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）

第10条又は施行細則第14条第3項の規定により公告を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により道路の位置の指定等の公告を行ったときは、施行規則第10条又は施行細則第26条第1項の規定により道路の位置の指定（変更、廃止）通知書（施行細則第30号様式）を申請者に通知するものとする。

付 則

この要領は、平成17年5月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。



● 添付書類について ※ 必要なものは、申請書に添付すること。	
河川占用許可書及び図面の写し	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( <input type="checkbox"/> 添付済 )
道路工事等施行承認書又は道路占用許可書及び図面の写し	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( <input type="checkbox"/> 添付済 )
河川以外の官地の承諾又は占用許可書及び図面の写し	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( <input type="checkbox"/> 添付済 )
既製品の側溝等の仕様書の写し	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( <input type="checkbox"/> 添付済 )
登記事項証明書、権利者の印鑑登録証明書、印鑑証明書	<input type="checkbox"/> 添付済
変更・廃止に伴う関係者への周知内容及び対応の書面添付	<input type="checkbox"/> 添付済

● 指定基準について ※ 不適事項がある場合、当課と事前協議をすること。	
電柱等は移設し幅員・延長の確保 (基準第6、7条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
隅切りは建築基準法施行令 (以下「施行令」という。) 第144条の4の規定どおり	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
転回広場の形状・位置の基準 (基準第8条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
縦断・横断勾配の基準 (基準第10条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
路面の舗装の基準 (施行令第144条の4、基準第11条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
道路区域は側溝等で表示 (沼津市建築基準法施行細則第15条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
側溝の構造、排水先等の基準 (基準第12条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )
通行上危険を伴う箇所又は道路構造に損傷を与える箇所には防護策を設置 (基準第13条)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適 ( <input type="checkbox"/> 事前協議済 )

(注) 上記で該当する口内に、レ印を ( ) 内には、必要事項を記入すること。

● 関係機関協議結果欄 (記入枠が不足するときは、適宜補ってください。)

指定予定の道路	地名・地番		確認書の内容について相違ありません。  年 月 日  住所 申請者 氏名
	幅員	m	
	延長	m	
	総延長	m	

(注) 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者が法人の場合は記名押印に限る。



道路の位置の指定（変更、廃止）事前協議依頼書

年 月 日

沼津市長 様

住所  
申請者  
氏名  
(電話 )

住所  
申請代行者  
氏名  
(電話 )

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定等を次のとおり受けたいので、沼津市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領第4条の規定により関係書類を添えて事前協議を依頼します。

- 1 道路の位置の指定（変更、廃止）をする予定の土地の地名・地番
- 2 道路の幅員及び延長
- 3 開発予定面積
- 4 事前協議事項
- 5 変更又は廃止の理由

(注) 1 申請者及び申請代行者欄には、申請者等が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印に限る。  
2 案内図、公図写し、平面計画図、断面計画図、事前確認書及び現況写真を添付してください。

## 道路の位置の指定（変更、廃止）事前協議結果通知書

沼都指第 号  
年 月 日

様

沼津市長  
（都市計画部まちづくり指導課）

年 月 日付けで沼津市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領第4条の規定により事前協議依頼のあった件については、次のとおりその結果を通知します。

- 1 道路の位置の指定（変更、廃止）をする予定の土地の地名・地番
- 2 協議結果
- 3 指導事項

- （注）
- 1 この通知の有効期間は、本書に記載された日付から起算して1年とする。
  - 2 道路の位置の指定（変更、廃止）申請書の提出に際し、本書の写し及び指導事項に対する措置書を添付してください。

## 道路の位置の指定（変更、廃止）申請の受理通知書

沼都指第 号  
年 月 日

様

沼津市長  
（都市計画部まちづくり指導課）

年 月 日付け第 号で提出のあった道路の位置の指定（変更、廃止）申請書については、書類審査の結果、指定基準に適合しているので申請書のとおり築造してください。

なお、本工事が完了したときは、沼津市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領第10条第1項の規定により関係書類を添えて工事完了報告書を提出して下さい。市は、これにより現場検査を行い、工事が申請書のとおり完了していると認めたときは、指定しますが、指定のない道路は、建築基準法上の道路として取り扱いませんので建築できません。

道路の位置の指定（変更、廃止）の申請に係る不備事項通知書

沼都指第 号  
年 月 日

様

沼津市長  
（都市計画部まちづくり指導課）

年 月 日付けで提出のあった道路の位置の指定（変更、廃止）申請書について、書類審査の結果、次のとおり不備があったので通知します。

1 道路の位置の指定（変更、廃止）をする予定の地名・地番

2 不備事項

3 その他

道路の位置の指定（変更、廃止）に係る不備事項是正報告書

年 月 日

沼津市長 様

	住所
申請者	氏名
(電話	)
	住所
申請代行者	氏名
(電話	)

年 月 日付け沼都指第 号で通知のあった道路の位置の指定（変更、廃止）に係る不備事項について、次のとおり是正が完了しましたので報告します。

1 道路の位置の指定（変更、廃止）をする予定の土地の地名・地番

2 是正内容

（注） 申請者及び申請代行者欄には、申請者等が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印に限る。

## 工事完了報告書

年 月 日

沼津市長 様

住所  
申請者  
氏名  
(電話 )

沼津市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領第10条第1項の規定により関係書類を添えて工事完了報告書を提出します。

- 1 受理番号 第 号
- 2 受理年月日 年 月 日
- 3 道路の位置の指定（変更、廃止）をする土地の地名、地番  
沼津市
- 4 道路の幅員及び延長  
幅員 m  
延長 m

- (注)
- 1 申請者欄には、申請者等が署名し、又は記名押印すること。ただし、申請者等が法人の場合は、記名押印に限る
  - 2 完成写真（工事中も含む）、土地登記事項証明書、公図写し、確定平面図を添付してください。

道路の位置の指定（変更、廃止）現場検査結果書

申請年月日	年 月 日	受付番号	第 号
申請者			
道路概要	幅員 m、延長 m、別図（ ）参照		
検査年月日	年 月 日	検査員	
検査結果	良好 ・ 不備有り ・ その他（ ）		
不備事項  （検査結果において不備有りの場合に記入すること。）			
不備事項の是正の確認（再検査）			
是正完了報告年月日	年 月 日	受付番号	第 号
確認方法・結果	現場検査 ・ 写真 ・ その他（ ）		
	確認	年 月 日	結果
備考			

道路の位置の指定（変更、廃止）の工事完了に係る不備事項通知書

沼都指第 号  
年 月 日

様

沼津市長  
（都市計画部まちづくり指導課）

年 月 日付けで沼津市道路位置指定（変更、廃止）事務処理要領第10条第1項の規定により提出のあった工事完了報告書に基づき、現場検査の結果、次のとおり不備があったので通知します。

1 道路の位置の指定（変更、廃止）をする予定の地名・地番

2 不備事項

3 その他